

# 総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 9月26日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	竹内 祐子		
	閉 会	午前11時50分	委員長	竹内 祐子		
出席並びに欠席議員  出席 6名 欠席 0名  ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	土屋 和幸	○	豊田 一仁	○		
	楠 浩幸	○	馬場 衛	○		
	竹内 祐子	○	牧野 考二	○		
説明のため出席した 者の職・氏名	市民経済部長	長田 尚史				
	農林水産課長	佐原 豊				
	課長代理兼農地係長	内藤 健作				
	保険年金課長	笹瀬 浩高				
	課長代理兼 後期高齢係長	阿部 祐城				
	保険年金係長	木下 靖義				
	特定健診係長	森田 ゆかり				
職務のため出席した者の 職・氏名	局長	山本 一敏	係長	村越 正代	書記	三浦 梨紗
会議に付した事件	9月定例会付託議案審査					
会議の経過	別紙のとおり					

# 総務経済委員会会議録

平成29年9月26日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前10時00分 開会〕

○楠副委員長 それでは、おはようございます。ただいまより本年第2回になりますけども、総務経済委員会を始めたと思います。

以降の進行につきましては、委員長、よろしく願いいたします。

○竹内委員長 秋の彼岸も終わり、日一日と日が短くなってくるのを感じるきょうこのごろであります。日中はまだきょうも暑いですが、暑さを感じますが、朝夕は過ごしやすくなってまいりました。体調管理に気を配り、お互いに効率よく仕事をしていきたいと思えます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

きょうは、市民経済部長さんがおいでになっておりますので、最初に市民経済部長さんから一言御挨拶をお願いいたします。

○長田市民経済部長 おはようございます。本日はよろしく願いいたします。座ってお話しさせていただきます。

本日は、議案第55号の湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定及び国民健康保険事業特別会計の決算認定、また、後期高齢者医療事業特別会計の決算認定ということで、3件の議案が市民経済部のほうでございます。済みませんが、1日申しわけありませんが、よろしく御審議のほうお願いいたします。以上です。

○竹内委員長 ありがとうございます。それでは所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料確認等のために審査の最中に委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 それではそのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第55号、湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを議題といたします。議案書は9ページから10ページとなります。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 お願いします。今回の湖西市農業委員会の条例制定ということでございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員、この違いと業務的な内容が少しわかれば教えていただければと思います。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 農業委員と農地利用最適化推進委員の違いではありますが、農業委員につきましては、農地法等の権限に属された事項の審議及び議決を行います。農地利用最適化推進委員は、主にみずからの担当区域の農地の利用や新規参入等に関する現地調整、相談等の活動のほか、農地の利用状況の調査などを行い、農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止のための現地活動を行います。以上であります。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 内容的に農業委員とかぶって仕事をするということは余りないという判断でよろしいですか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 耕作放棄地の調査などは農業委員、農地利用推進委員と協力して、現地のほうを確認していただく予定であります。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 そのことによって、きめ細やかな事業ができるというふうな判断をさせていただいていいんですかね。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 そのとおりであります。

○馬場委員 わかりました。ありがとうございました。

○竹内委員長 次に。楠委員。

○楠副委員長 それでは、私のほうからは、そもそものお話をお伺いしたいんですけども、まず、条例を制定しなければならないという理由のところなんですけども、そもそも法律の制定の目的は何だったのかを改めてお伺いをしたい。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今回の農業委員会等に関する法律の改正におきましては、農業委員会の業務といたしまして、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止対策等の事務が必須ということで位置づけられました。このため、地域の農業をリードする担い手が農業委員等へ確実に就任するようにするために、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められたものであります。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 今までの農業委員会のやり方で、本来の目的も農地改革等々あったかと思うんですけども、何が問題だったんでしょうかね。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 実際にいけますと、こちらのほうですが、国のほうでこういうふうに決めてきました。実際に平成26年に今のやり方ですと、一般公募という形になったんですけども、それですと、地域のことが余りわからない人が出てきて、それではだめじゃないかということで、意見書なんかも提出させていただいたことがあります。湖西市においても、意見書を出すということで、当時の総務経済委員会のほうにお願いできますかということで、ちょっとお話はさせていただいたんですけども、そのときは発議していただける議員がないということで、湖西市においては、その意見書を出さなかったんですけども、他の県とか市町では、結構な数、その辺の事情を考慮してくれという意見書を提出されております。ですので、こちらの事務サイドでいきますと、この改正によって、この推進委員という制度ができたものですから、ある一定の効果はあると思うんですけども、今までの農業委員サイド、農業委員会のやり方、選挙方式でも特段、これが悪かったというふうには考えておりません。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 今、課長が述べられたのは、委員の選定の方法を選挙から市長から選任でしたっけ、任命というやり方に変えるというところについては、今、課長の御答弁でよく理解をしましたがけれども、もう一方の推進委員をまた選出をするというところでは、どうなんですかね。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今現在、やはり耕作放棄地がだんだんふえているということと、あと、農地中間管理事業というのが、国のほうが強力で推進しているわけなんですけども、実際にそちらのほうの事業ですね、当初は少し進んだんですけども、今は余り進んでいかないという状態になっております。そこら辺を解消するために、今までどおりのやり方ではと、多分、国が考えたと思ひまして、そのために地区のことをよくわかっている方の農業者を推進委員と

いうことで、また別に選出しまして、そちらの方に農地集積とか耕作放棄地の業務をやっていただければ、今以上の改正が図られるというような考えで、こちらの制度になったものと思います。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 もう1点だけ確認させてください。その推進委員の任命についてなんですけれども、前述の農業委員の選定を市長からの任命というふうになるということを鑑みますと、市長がそういう農業のスキルの高い人ですとか実務経験者、実務をやられている方を任命することによって、推進委員の役割も担うことができるのではないかなというふうに思ったんですけども、あえて推進委員を設けなければならないというところが、少し、もう少し御説明いただけると助かります。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今回の改正におきまして、農業委員は地区関係なく一般公募となります。そうしますと、地元精通した方でない方が選ばれてしまうかもしれない、そういう可能性はあります。そうなった場合に、やはり地元を知っている方がいらっしゃるというので、農業委員は一般公募で地区関係なく公募させていただきますが、推進委員につきましては、地区限定で、この地区でお願いするというので、今考えているのが13地区を区分しまして、13地区それぞれ1人ずつの推進委員を出していただく、プラス、利害関係のない方一人で、済みません、それは農業委員でした。ですから、各地区13地区に分かれまして、その地区から各1人ずつ出していただくということにさせていただきます。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ちょっと休憩を。

○竹内委員長 暫時休憩とします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時13分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

楠委員。

○楠副委員長 今までの御答弁を聞く中で、農業委員については公平性を担保するものであって、推進委員については、各、湖西市の場合ですと13地区からの代表の方に地域の問題、課題等々を出していただきながら、最適化に向けた議論をしていただくということでのよろしいでしょうか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 そのとおりでございます。以上です。

○楠副委員長 よく理解できました。ありがとうございます。

○竹内委員長 次にありませんか。豊田委員。

○豊田委員 この件に関しましては、さきの本会議の席上もかなりな質疑がされて、内容としては理解しやすい状態になっているのかなと思うんですけども、その席上、農業委員の選出といいますか、任命の一つの基準として、年齢、性別等も考慮したいという説明はありました。その他の属性に関する配慮というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。例えば、職業であったり、所属する団体、組織であったりとかという。現状の農業委員の方っていうのは、農業の地区と選挙で選ばれる13名と、それ以外の議会選出4名だとか、農協の代表だとか、いわゆる業界団体の方も選ばれてますよね。そういったことが今後も選出の基準として検討されるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 選出基準でございますが、今の農業委員会のように、団体推薦という枠は設けません。あくまで一般公募で行いますが、団体が推薦してくるということもあり得ると思います。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 農業委員法の中では、認定農業者を過半数認めなさいということになってますよね、農業委員に関しては。それ以外の方も当然、入ってくる可能性はある、お一人は、いわゆる学識経験者というんですか、第三者的な見解を持てる方を入れたいという説明はありましたけども、それ以外のことに関しては、配慮の対象にはしないということでしょうか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 委員おっしゃられるとおり、今回の改正では、半数を認定農業者にしろということで決まっていますが、ところが、湖西市、今、認定農業者83人です。その辺で、定数が4倍ないという場合は4分の1なものですから、今度、14人のうち4人が一応、認定農業者ということで、委員のほうを選考していきたいと思います。それ以外につきましては、農業に精通している方ということで基準がございます。それ以外に質疑の場でも申し上げたとおり、農業に関係のない中立性のある方を1人入れなさいということになっております。

それで、女性とか若い方ということで、そういうものをなるべく出しなさいということにはなっているんですが、実際、公募した場合、若い認定農業者さんですと、やはり農業、本当にしっかりやってる方なものですから、なかなかその方が農業委員になるよという可能性は少ないんじゃないかとは考えますが、基準としてはそういったものがございます。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 とりあえず、概念的な理解をさせてもらいます。それと、先ほどちょっと言葉が出てました、農地の中間管理的な業務、今回もそれをより推進しろというのが新しい体制の目的だと思うんですけども、これに関して、特に新しくこうしていくんだというような構想的なものはお持ちなんでしょうか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 ただいま中間管理におきましては、今、利用権というのが設定されてるんですけども、数をふやすために、その更新のときに中間管理のほうに移行していただくという方法と、あと、新所のほうなんですけど、1地区、その区域内の3割以上を中間管理に貸しますと、交付金みたいなのがもらえる制度があるものですから、それを利用して、ちょっとその地区の中の今、実際に貸借している方を中間管理のほうに持っていききたいなという考えで進めているところが1カ所ございます。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 ということは、まだ組織論的にその進め方に関して構想を持つてるというわけではなくて、従来の延長上のものが構想としてはある状態だよということですね。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 そのとおりでございます。

○竹内委員長 ほかに。土屋委員。

○土屋委員 済みません、今言った農地利用最適化推進委員のいわゆる13名の選出というのは、農林水産のほうで13地区分かれておると思うんだけど、その中で、推薦してもらうためには、どこかへお願いをするの。個人が全く自分でやりたいやってみてくれればやるのか、どこかの組織にお願いしないと13人出てこない可能性があるよね。それが出てこない地区があっても、それはそれでしょうがないというのか、ちょっとその辺教えてください。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今、現時点で推進委員のほうにつきましては、今、農業委員さん13地区から出ていらっしゃるものですから、その方をお願いして、どなたか1人出してくださいということでお願いはしております。農業委員につきましても推進委員につきましても、定数、上限14、13で決まっていますが、実際にその定数にならなくても、そのまま農業委員会としての機能は果たせますので、定数にならなかった場合は、そのままということもあります。

今までの市町の例ですと、中立的な委員というのが出てこなくて、再募集、再々募集というのもしている市町もございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめん、今、中立的というお話があったですけども、中立的でないというのはどういうのを言う。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 単純に、農業に従事しているかないかのみで判断させていただきます。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。それと、ごめんなさい、最適化推進委員のほうが農業委員よりも下のランクになるわけだよね。変な言い方だけど、いわゆる農業委員会のほうに推進委員を席上に呼ぶということがあるって、この前説明があったじゃん。その逆はあるの。農業委員を推進委員の会合に呼ぶということは。だから、そういう意味で上下関係があるのかなっていうふうに思ったんだけど、それは特にない。

というのは、どっちかでないと、どっちがリードしていくかっていう問題があるじゃんね。耕作放棄地にしても、集積化にしても、こういうふうにするといいなって推進委員が思えば、もうそれをどんどん進めてっていいのか、農業委員会は、ちょっと蚊帳の外に置かれる可能性があるとかか、そういったときに、どこで整合性を保つか、ちょっとその辺を教えてください。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 どちらが上、下というのは考え方的にはないです。農業委員会はやっぱり、農業委員さんは議決権というのがございますので、印象的にはそっちのほう为上かなという印象を持たれるかと思いますが、農業委員と推進委員は、こちらといたしましては、とにかく連携して事業をしていただきたいというものがございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 言ってる意味、わかりました。それで、実際に運営していくと、いわゆる今まで農業委員会がやったことを、かなりの部分を推進委員がやるじゃんね。そのときに、事業報告を推進委員が農業委員会にさせるのか、しなくてもいいのか。それをちょっと教えてください。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 ただいま耕作放棄地やなんかでも、やはり農業委員会には報告はしますので、推進委員さんがするかどうかは別としまして、農業委員会のほうには報告は随時していくという考えでおります。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ないです。

○竹内委員長 ほかに。豊田委員。

○豊田委員 この新しい条例に関連して、これを補足する規則をつくる予定はどんなものがありますか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今後、委員の選定規則を作成、公募までに作成する予定であります。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 選定規則ということは、さっきおっしゃってた、例えば推進委員は、各13の耕作区から1人ずつ選ぶとかいう、そういったことになるわけですか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 どちらかといいますと、定員以上出てきたときに、どちらの、どの方を優先させるかですから、認定農業者が一番であり、農業者が一番であり、あと、中立的な立場なんかの場合ですと、市内の方とか経歴とか、市内・市外であるとかっていう順番を決めて、どの方を選定するかということを規定のほうで定めていきたいと思っ



ております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 じゃあ、活動その他については、法律の条文をそのまま適用していくという認識でいいわけですか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 はい、そのとおりでございます。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 それから、現行の農業委員の選挙に伴ういわゆる規則がありますね、20名、それから、選挙選出が13名とか、三つか四つ、たしか関連する規則が制定されてると思いますけども、こういった規則は、どの時点で廃止ないしは廃棄されるのか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 そのほかの規則ですけども、あれは農業委員会の運営に関する規則でございますので、それが変わることはございませんので、今のところ、必要な、ちょっと全部読んでないものですから申しわけないんですけども、今のところ、運営自体が変わるわけではないので、変更の予定はございません。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 選挙事務に関する規則だとか、それから、選挙、たしかそういった規則が三つだったか四つ、関連して存在したはずですけど。当然、それは廃止されなきゃいけないはずですよ。いつのタイミングで。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 済みません、今、ちょっと日にちを決めてなかったんですけど、遅くとも3月末には廃止をしていきます。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 現在、選挙、農業委員で選挙で選ばれる定数に関する条例もたしかあったと思うんだけど、規則が、失礼。それは。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 済みません、訂正させていただきます。こちらのほうの条例制定とともに、決裁を上げるだけです。廃止のほうをしていきます。以上です。

○豊田委員 併存する期間はないという認識でいいですね。

○佐原農林水産課長 はい、結構です。

○竹内委員長 次に。土屋委員。

○土屋委員 ごめんね、もう一回。議案書には農業委員会っていう、この表ね。ここの10ページ、ちょっと見てもらって、農業委員会という括りの中に会長、会長代理、委員、最適化推進委員ってあるんだけど、これは、最適化推進委員は農業委員会の人間じゃないのか、あるのかっていうのを聞きたいのと、それ、もし最適化推進委員長っていうのもできるのかできんのか、ちょっとその辺を教えてください。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 農業最適化委員のほうの、まず委員長ですけども、委員長を置く予定はございません。それで、括りの中では、農地利用最適化推進委員というのが、農業委員会等の法律に関する法律の中で制定されていまして、農業委員会の中の一組織というような感じで、今のところは考えております。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 それで、ごめんなさい、農業委員会の一つの組織だという理解はしました。それで、農地利用最適化推進委員会というのは、例えば、2カ月に1回とか、半年に1回とか1カ月に1回とか、定期的開催される予定は、やってみにやわからんよって言えばそれまでなんですけど、その辺ちょっと教えて。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 一応、定期的に開催はしていきたいと思っておりますが、今のところ、ひと月に1回、ふた月に1回、そこまで決めてはおりません。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 私は、もっと実践的な考えをちょっとお聞きしたいんですけど、実は、農業委員会の中でやってたことを、仕事を分散したわけですね、今度。そういう考え方でいいですよ。違うんですかね、推進というのは。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 実際にはそういうことですが、今までは法定事務というのがありまして、そちらのほうは農地法に関する許認可の審査は法定されていたんですけども、今度は農地の最適化というものが主に、これは必須事項ということで、必ず農業委員会でやりなさいというものになったものですから、こういった推進委員などを置くような形とさせていただいたところでございます。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 済みません、それで、農業委員会の中でこういうことをやってた中で、今じゃあそれ分散したときに、本当に稼働するんですかね、推進。というのは、今までの放棄地とかいろんな問題がありますよね。そういうことから見て、じゃあ農業委員会で何もそれに対して余り動いてないように見えるじゃない、私らとしては。申しわけないけど。それを分散して、じゃあ、きちっと稼働できるんですか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 実際、今の農業委員会の体制としましては、月1回の農地法の審査ですね、あと、耕作放棄地の調査が多分8月ごろと、あと、確認を2月ごろ、1月、2月にさせていただきます。ほとんどそれが主で、実際に新規就農者の対策とか中間管理に関するものというのは、もうほとんどやっていたということはないものですから、ゼロではないですけども、そちらのほうは今度、法定の必須事務になったということで、そちらのほうをやっていたために推進委員というものを設置したということで考えていただきたいと思います。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 その辺はわかるんですよ。それじゃ、推進委員になった方が、農業従事者ですよ、大体が。その人がじゃあ、はっきり言って、人の仕事までちゃんと見れるかなということ。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 今現在、もうほとんどの市町が今度、県内のほとんどの市町で、あと、こちらのように改正されていないところが6つだと思います。年度内には、浜松、湖西を除いてほとんどがこういう体制になるんですけども、実際に体制になったところに確認したところ、今のところ、やっぱり手探り状態という形であります。ですけども、実際にどういったことをしていただいて、どういった体制に結びつけていくかというのが、こちらの事務局のほうの仕事でありますので、地元になるべく出て行って、地元の意見を反映したようなものにしていきたいなと思っております。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 わかりました。実は私も農業委員をやったものですからね、その仕事の内容はわかるとるんですよ。その中で推進委員を分けてやったときに、実際にじゃあ、私は農業をやったわけじゃないけども、当時、議選で出たよね、農業委員に。そのときに私、出たんですけども、見てて、じゃあ実際に推進委員になった方が、それ専門でやってくれるかなと。今、模索してるっていうのは、そのとおりだと思うんだけど、僕は。

本当にこの人らが動いてくれりゃありがたいけど、実際に動けるかなと、動いてくれるのかなというのが、僕は

一番これ、この条例をつくるのは国でつくるもので、それはいいんだけど、実際が非常に不安ですね、はっきり言って。どうですか。ちょっと変な質問してごめんね。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 本音を申しますと、事務局サイドとしましても、その辺はちょっと、実際はございます。他県の他市町なんかでも、推進委員がたまたま県の農林関係のOBだったとか、そういった知識のある方で率先してやっていただける方なら、こういった事業も進んでいくんですけども、これから推進委員になっていただいて、こういう事業の説明をして、それから始めるというような形になりますので、どこまで有効に利用できるかというのは、申しわけありませんけども、今後見ていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

○竹内委員長 牧野委員。

○牧野委員 はい、結構です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 先ほどの土屋委員のちょっと関連になるんだけど、農地利用最適化推進委員、委員の定期的な会合を持たれるというふうな話がありましたよね。ほんで、委員長さんもまだ一応、設定、置く予定はないということで、この会とか、そういった運営を誰が招集して、進行については、誰が、どなたがやっていくのかと。ただ、委員さんだけ集まってという話でも、情報交換の場になるかどうか、その辺の当局というか、担当課のほうの考えとしてはいかがなんでしょうか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 推進委員さんにつきましては、その地元のみを見ていただくという形になりますので、特に全体をまとめる方というのは置かなくて、その辺の会議の主導につきましては、事務局のほうでやらせていただくということで考えております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 ということは、事務局と各地区との推進委員さんのお話し合いだけということになってくる。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 会議につきましては、全体で開かせていただきまして、この地区はこういうことをやっている、この地区はまだですというような感じのをしていただくようになるんですけども、実際には、ちょっと農業委員会と違いまして、全体の意見ということではなくて、その地区、担当地区がどうなっているかということが主になってくると思います。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 担当課のほうでやったときには、多少の情報交換ができるというような、協議する場ではないということですね、要は。

○佐原農林水産課長 はい。

○馬場委員 わかりました。

○竹内委員長 ほかに。豊田委員。

○豊田委員 ちょっと確認をさせてもらいたいんですけど、先ほど土屋委員の質問に対して、農業委員の方も、それから推進委員の方も、ほぼ同格といいますか、同等の位置づけで考えるという御説明だったと思うんですけど、間違ってますか。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 格と言われるとあれなんですけども、特に農業委員が偉い、推進委員が下というふうに事務局のほうでは考えてはおりません。以上です。

○豊田委員 考え方の上では、それが妥当だとは思うんですけども、ただ、制度上、農業委員が推進委員を委嘱する

という形になってますよね。そうなると、制度的には上下関係、要は、委嘱事項に対する回答があったり、答申があったりという流れが出てくるかと思うんですけども、その辺の兼ね合いというのは、私の認識が違っていれば訂正していただきたいし、先ほどの説明だと、ちょっとその辺が理解できなかったんですけど。

○竹内委員長 農林水産課長。

○佐原農林水産課長 済みません、豊田委員言われるとおりで、任命するのが農業委員ですので、任命権があるほうが上と言え上なんですけども、その辺が農業委員が多分、推進委員に対してこれをしろ、あれをしろということは多分ないと、今のところはないと考えております。

事務局のほうで、こういったことをしてくださいということでやらせていただいて、それを農業委員会で報告するというような形をとらせていただきたいと、今のところは考えております。以上です。

○竹内委員長 豊田委員。

○豊田委員 事務局の運営の理念としては、それぞれの専門知識を生かしていただく同等の権能を持った方々だという認識のもとに運営していきたいという理解ですね。

○佐原農林水産課長 はい。

○竹内委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

異議がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号、湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。再開を11時としますので、お願いします。

午前10時43分 休憩

---

午前11時00分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、議案第64号、平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は14ページから19ページ及び348ページから371ページ、主要施策成果の説明書は、193ページから209ページまでとなります。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 1款の国民健康保険においてですけども、収納率は前年度と比較してどうかということと、また、県内各市における収納率の位置を教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、保険年金課長よりお答えをいたします。

収納率についてでございますが、平成28年度の収納率、こちらについて198ページにも記載してございますけれど

も、現年分については、全体で95.28%、これは、平成27年度94.85%と比較いたしまして0.43%の増でございます。続きまして、滞納繰越分につきましては24.19%、27年度が18.63%でございましたので、5.56%の収納率の増加でございます。全体といたしましては81.50%、27年度が79.88%でございましたので、1.62%の増、全てにおいて収納率が上がっております。

県内における23市の中での順位でございますけれども、現年分については2位でございます。ちなみに、1位は島田市です。昨年度も2位だったんですけれども、昨年度の1位は掛川市で、実は、1位、2位、3位ともに95%を微妙に切っているところでの争いだったものですから、95%を超えたということで、3市とも、実はうちが一番だと思っていたところ、島田が95.61%ということで、微妙なところで2位でございます。

滞納繰越分につきましては、6位でございます。ちなみに、1位は御殿場市で31.83%、総合では、やはり2位でございます。1位は牧之原市が82.84%ということになっておりまして、全てにおいて収納率が上がったということで、税務課と、特に滞納分については、収納事務のほうを一括してやっていただいて、こちらのほうも一緒について、滞納整理なんかを行っているというところの成果が特に滞納繰越分のあたりで大きく出ているのが要因ではないかと考えているところでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。ちょっとつかぬことをお伺いしますけれども、残りの滞納された方っていうのは病院へかからないという、そういう理解なのか、かかるけど入ってないよというのか、ちょっとその辺のところ。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 では、お答えをいたします。結論からいうと、かかっていらっしゃる方もおります。かかっていない人のほうが、俺はかかってないんだから、払わんでもいいじゃんかという開き直りもあるんですけれども、かかっている人については、当然のことながら、かかっていなくてもそうなんですけど、目的税ということで、払っていただかなくてはいけない税金だもんですから、保険証を短期保険証とかに変える等して、納税者と顔を合わせる機会をふやして、納めていただけるような話し合いの場を持って、最終的には何とか納めて、分納とかという方法を取りながら、納めていただくという努力はいたしているところでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 先ほどの国民保険税の収納率にも関係してくるかなと思うんですが、28年度からコンビニエンスストアによる納付が可能になったということで、その辺の影響と、また、利用率がわかりましたらお願いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えをいたします。コンビニエンスストアによる納付の影響なんでございますけれども、まず、国保の徴収の状況なんですけれども、年金からの特徴というのが約2割でございます。残りの8割が普通徴収ということでなっているんですけれども、その中で、口座振替で納めてくださっている方が7割弱、件数割合で言いますと、68.61%が口座振替でございます。

残りの31.39%が納付書による納付をしていただいているんですけれども、この中で、件数の割合で言わせていただきますと、31.39%のうち、コンビニでの納付が10.89%、銀行などへの納付が20.50%ということで、約3割の納付書による納付の中で、1対2でコンビニのほうがまだ少ないというわけでございますけれども、コンビニ納付が始まったことによって、先ほど申しましたように、収納率が全て上がっているんで、これによる影響ということももちろんあるのかなというふうには思っているんですが、多くの方は、滞納してた人がコンビニで納められるから納め始めましたというよりも、銀行でちゃんと納めてくれた人たちが、コンビニのほうがより便利だからということでコンビニへ行って納めてくださってる方が大半なのかなという感じはいたします。

一つだけ、コンビニ納付、収納率が上がるのはいいんですけども、1件当たりコンビニで納めると約60円の手数料をとられるものですから、税金の場合には、100円以下の課税というのはございませんので、納めれば納めるほど赤字になるということはないんですけども、結構、この委託料が昨年度で言いますと43万ぐらい、実際に入る金額から委託料で納めておりますので、そこら辺のところを考えると、やはり口座振替の推進が一番なのかなというところは感じているところでございます。

ただ、コンビニ納付の影響は、少なからずあったというふうには思っております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 1件当たり60円かかるということで、払う、納付する側から行けば便利なものですから、受け入れる側にしては、大変経費がかかるかなと思いますけど、こういったところも滞納者に対して、コンビニでも大丈夫だよということで、そっちがうまく動いてくると、いろんな部分の費用というか、お願いにいく、滞納者に行く経費なんかもかかってくるので、うまくこういう方法もありますよって言っていただいて、そこが少しでも上がればいい効果になってくるかなと思いますので、その辺も努力していただければと。わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 次にありませんか。歳入はいいですか。楠委員。

○楠副委員長 じゃあ、1款の国民健康保険税ですけども、今度、国民健康保険改革によって、保険税、料が変わるだろうというふうに言われてるんですけども、新聞報道なんかでは、湖西市は変わらんだろうというふうに報道されてたんですけども、静岡県の、県の標準保険料率はどれくらいだったですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 では、保険年金課長がお答えをいたします。平成30年度から広域化をするということで、県のほうが財政部門を受け持つようになります。その中で、県のほうがそれぞれの市町村に対して標準保険税率、標準保険料率ということで示してくるんですけども、はっきり言ってしまいますと、当初の考えよりも全然足りなくて、去年、私が研修を受けたときには、半分以上の市町村は、今までより安くなるだろうという予測をしておりました。ところが、もちろん、この間、3回目の試算が県で終わったんですけども、受けられる国費等を全て投入した中で試算をしてみたんですけども、思ったよりも税金が下がるところが少なく、標準保険料率というのは、自治体によって、おたくはこれぐらい、おたくはこれぐらいってなるものですから、それぞれのところは何とも言えないんですけども、全体としてはやはり微増をしておりました。

うちとしても、最初は同じぐらいか、もしかしたら安くなるかもしれないねってことを言ってたんですけど、結果、大甘でして、激変緩和の措置をしてもらう対象になるぐらいの伸び方を試算ではいたしておりました。国のほうも、そこら辺は、激変緩和をしっかりとすることによって、急激な税率の増加は抑えるようにと、今まで法定外繰入っている、一般会計からの繰入れを、それは解消しましょうと、広域化によって、それを、繰入れを続けているところにはペナルティーを与えるぐらいのことを言ってたんですが、激変をしないように、法定外繰入も続けていいですよというふうに、ちょっとトーンが変わってまいりました。

うちはもう、もともと入れてませんので、我々の気持ちも込めた予想なんですけれども、来年度においては、とりあえず基金を取り崩すことのみで、今年度どおりの税率で行けるかなと、もちろん、激変緩和の措置はさせていただきますけれども、というふうに考えております。ですので、県のほうでの試算の結果というのは、どの自治体も微増しているところが多い、逆の激変緩和にはまるぐらい下がる自治体も、やっぱり二、三自治体、見たところではございました。9月末ぐらいにその公表のほうも、国保連のほうで、ごめんなさい、10月半ばぐらいにはホームページを通じて公表もするというのを言っておりましたので、またそれが出てきたら、我々も他市のところも含めて見て、参考にしていきたいと思っております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 県内の保険料率を見ると、各自治体、湖西市って割と高いところにあたっていうふうに記憶をして

るんですけど、下がるかと思ったんですが、そうでもないということで、わかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

それでは、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。牧野委員。

○牧野委員 済みません、ほんじゃ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、国庫情報データベース保守ソフト保守ということで、業務が前年度より145万8,000円増額となっているが、内容をちょっと教えてください。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それではお答えをいたします。この増額分でございますけれども、145万8,000円、このふえた分丸々、国保システムのシステム改修の費用となります。改修内容なんですけれども、広域化に向けての県からの国保の納付金、標準保険税率、これらを算定するためのこちらからの基礎数値を算出するためという改修になります。

ちなみに、この改修費用は、全額、国庫補助の対象となるものでございます。以上です。

○牧野委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかに。馬場委員。

○馬場委員 2款の保険給付費についてですが、大分高齢化で結構、医療費等ふえてくると思うんだけど、1人当たりの医療費の状況についてお願いします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それではお答えをいたします。28年度の1人当たりの医療費でございますけれども、まず、一般の被保険者につきましては33万1,622円、27年度が33万3,056円でございますので、若干ながら減っております。退職につきましては40万2,729円、27年度が36万5,657円でしたので、こちらについては3万7,000円ぐらいふえております。

合計でございますけれども、28年度が33万4,375円、27年度が33万5,095円でございますので、全体で比較いたしますと720円、0.21%の医療費と、1人当たりの医療費としては減少をしております。これは、療養給付費、全体の給付費が1億円余減っているというところなんですけれども、最大の要因といたしましては、さんざん言われておった高額な薬剤費ですね、オブジーボとかハーボニーとか、この辺が半額ぐらい安くなったということで、どちらかというと、湖西市だけではなくて、全国的に減っているということで、県内の平均とか、まだ28年度出ていないんですけども、つい最近の国保新聞の内容によりますと、28年度全国平均で、療養給付費、前年度比で0.4%、約2,000億円減少しているということで、保険料が減ったのが14年ぶりぐらいということで、やはり薬剤費の減少が大きいのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 薬剤費が下がるって大きいですね、やっぱりね。どんどん国に言って下げてもらえない。本当に、皆、保険料にかかわってくる部分だもんで。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 委員おっしゃるとおりでございます。肺がんのほうのオブジーボに関しましては、年間1人当たり3,000万円以上、たしかかかります。C型肝炎のほうの特効薬につきましても、その必要期間使うと、やはり350万とかって1人当たりかかってたのが、4割安くなったりとか、そういうことで、1人、2人、対象者がいるだけでも相当違いが出てきたのかなと思っております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 関連して、せっかくお薬の話が出たんですけども、ジェネリック医薬品の切りかえ率というのはどれ

ぐらいになりましたかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えをいたします。ジェネリック医薬品の利用率でございますけれども、26年の5月当初の利用率というのが41.99%、約42%ぐらいでございました。直近ですね、平成29年5月の直近のデータでございますけれども、利用率としては51.15%、一応、半分の利用率を超えていて、10%ぐらいふえております。これは、はがきによるジェネリックの推進とかもやっているんですけども、この利用率ですけれども、県平均と比べても相当高くて、県下35市町あるんですけども、利用率は1位でございます。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 はがきなんかでやっておられるというのは、予算のときにも聞いたりをしたんですけども、やっぱりターゲットを絞ってやらないと、余り効果がないと思うんですけども、年齢別にはどうでしょうかね。ジェネリックの利用率というか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。年齢別のデータというのは、申しわけありません、ないものですから、また県とか行く機会があったら、国保連にもそういうデータがあるかどうか聞いた中で、調べてみたいと思います。申しわけございません。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 持ち合わせておまして、ゼロ歳から14歳までの医療費が無料の方のジェネリックの医薬品の切りかえ率が低いのと、やはり高齢者の方ですね。とりわけ後期に入ってくる、高齢の方についても下がってきているような傾向があるので、ぜひこれ、湖西市でどうなのかっていうところも、ちょっと分析をしていただいて、ターゲットを絞って積極的にジェネリックを使っていただくような進め方をさせていただくほうがいいのかというふうに思います。よろしいですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 どうも申しわけありません。ありがとうございます。やはりターゲットを絞ることによって、利用率の低いところをやはり集中的にいろいろPRをしていくことで上がることもあると思いますので、対象の低いところを中心にPRをしていきたいと考えております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 よろしく、効率を高めていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○竹内委員長 ほかにございませんか。楠委員。

○楠副委員長 主要施策の説明書なんかには、主要施策の200とか201ページに、一般保険者の療養費の中で、保険給付の状況ということで、補装具ですとか柔道整復師に対する件数とかがあるんですけども、この取り扱いについて、本当に必要な療養費になってるかどうかというのは、どのようなチェックをやられているのか伺いたいと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長からお答えをいたします。申請のあった補装具とか柔整につきましては、その方のレセプトのほうの点検をいたしまして、本当に医療上必要なものであるかというところを点検をした中での給付を今のところはさせていただいているところでございます。ですので、やはり柔整でも、保険の対象になるもの、実費でなくてはならないものというのはございますので、そこら辺のところを判断をいたしております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 どのような判断をされるのかなっていうふうに思うわけなんですよね。一般の民間なんかの健保なんかでは、直接問い合わせ、電話がかかってきたりですとか、はがきが来たりするんですけども、こういった国保の場



合はどうでしょうか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。基本的には、その社会保険と同じなんですけれども、我々の素人の判断ではできませんので、連合会の、国保連合会のほうにレセプトの点検の委託をさせていただいている中で該当する方には連絡をするという形で、申請をしていただくような形をとっております。以上でございます。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 連絡の方法としては、電話とかはがきとかっていうことですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 はがきで申請をしていただければ、何割か還付になりますからということで御案内を差し上げております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 還付についての御案内ということですか。それとも、本当に療養費が必要かどうかという確認の質問なんですけども。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 例えば、二重の多受診とかそういうのを含めた確認のための御案内ということで、その中で、還付の対象になれば還付をしていくということになります。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 ちょっとよくわからないんですけども、じゃあ、もう少しちょっと詳しくいいですか。補装具についてなんですけれども、これも社会保険の事例なんですけれども、現物とは異なるようなものが申請をされたりすることがあって、写真を送ってくれとかっていうようなことも社会保険ではやってるんですけども、国保の場合はどうなんですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。我々のほうで受け付けるときというのは、医師からの証明書と領収書をもって受け付けをするんですけども、その前の段階の国保連合会のほうでは、やはり購入したものが正しいものかどうかであるかというのを、例えば言われたような疑義があるようなときには、写真等の提出で調査といいますか、確認をしているのではないかとこのところでございます。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 委託先であるところのレセプトチェックでの委託先である連合会のほうに委ねると感じる感じなんですかね。ここが甘いんじゃないかなと思うんですけども、この款ではないんですけども、後ろのほうで、委託先のところがあったと思うんですけどね。委託料ですかね。この委託先っていうのは、連合会っていうのは、これ、委託の形態というのはどういうふうな委託、随意契約とか、契約の形態っていうのはどうなんですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。国保連合会につきましては、全国47都道府県に全てあるものでございまして、例えば、静岡の国保連合会には県内の基本的には全ての自治体が委託をしております、レセプトはそこへ全部集まった中で調査、点検をしていくということになっておりますので、委託先の選択肢とかっていうことではなくて、もう国保に関しては、国保連のほうでということで、全てチェックをしているという状況でございます。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 選択肢がないということで了解しました。

○竹内委員長 いいですか。ほかにどうですか。ほかにありませんか。

それでは、ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時32分 再開

○竹内委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、議案第66号、平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は、24ページから27ページ及び394ページから401ページ、主要施策の説明書は227ページから230ページまでとなります。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 保険料の収納状況についてお伺いします。特別徴収については、収納率100%で、普通徴収も98.9%と非常に高い収納率であります。特別徴収のように100%というわけにはいかないと思います。

そこで、後期高齢者医療保険料の徴収についてお伺いいたします。徴収方法が普通徴収の対象となるのは、どのような保険者かをお伺いします。よろしくお願ひします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、保険年金課長がお答えをいたします。後期高齢者医療制度のもとにおきましては、年金受給者は原則として年金からの特別徴収ということになっております。ただし、幾つか特別徴収にならないということがございますので、その場合というのを何点かお答えをいたします。

まず、年齢が75歳に到達した、もしくは転入などによって新規に資格を取得した場合には、しばらくの間は手続が完了するまで普通徴収となります。このしばらくの間というのが、時期によって変わるんですけども、大体、半年から1年ぐらいは普通徴収をお願いをするものですから、その間でも少しでも徴収率を上げるために、しばらくの間においても口座振替ができる方は、その依頼というものをいたします。

それから、あと、年金受給者ではあるんですが、年間の年金額が18万未満の方につきましては、年金からの特別徴収はいたしません。それから、本人の希望でどうしても特別徴収は嫌だという方につきましては、普通徴収の申し出により普通徴収を行うということもいたしております。それから、あと、一時的に所得構成なんかで収入が増加をしまったりという場合とか、あと、介護保険料のほうとの合算なんかで年金からではちょっと引き切れないといいますか、年金から引くのは高額過ぎるというような場合には、一時的に普通徴収になる場合がございます。条件としては、以上のようなものが普通徴収になるというところでございます。以上です。

○竹内委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかに何か。楠委員。

○楠副委員長 歳入、保険料の中で、普通徴収保険料が予算よりも調定額、ふえているんですけども、そのそもその理由と、あと、後期高齢者支援金に占める、ここではないと思うんですけども、総報酬割の比率も合わせて伺えたらと思います。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。まず、1点目のほうのお答えをさせていただきます。普通徴収の金額がふえているところなんですけれども、特別徴収のほうがその分減っておりまして、合計では全体の当初の予算額よりも120万ほど減っているというふうになるんですけども、ここら辺が、予算のときに被保険者とか基準所得の推計のあたりで計算をした金額よりも実際のところがそこまでの金額がなかったというところでございます。特徴と普徴の比率の差というのは、先ほども申しましたように、新規の方が普徴である期間が6カ月から1年というところで差があったりとか、そういうので増減するものですから、普徴がこういう理由でふえたという特定のというのが、なかなかちょっと特定できないものですから、申しわけないです、全体としてこんな感じですよというところで、とりあえず御理解いただきたいと思います。

2点目ですけど、ちょっとお待ちください。申しわけありません、2点目のところ、もう一度ちょっと。

○楠副委員長 後期高齢者支援金というのが出てるかと思うんですけども、そこに占めるところの総報酬割の比率を聞きたいんです。お金をいっぱいもらってる人がたくさんお支払いしてくださいよっていうところの意味なんですけども、その比率をお伺いしたかったんです。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。支援金につきましては、後期高齢じゃなくて国保のほうになるわけなんですけれども、国保のほうから結局、75歳以上の方の医療費というのが若い方に比べて格段に高いものですから、後期高齢者を全員、後期高齢者医療という一つの医療に入っただいて、そのかわりに、それぞれの保険のほうから支援金を渡すということになっておるものですから、基本的にはその人数割のような形で支援金を支払いますので、ですので、申しわけありません、被用者保険のほうですね、そちらのほうの場合には、加入者の割合が3分の2、総報酬割について3分の1という割合で支出されるんですけども、国保の場合には、もう単純に人数割ということで支出をさせていただいております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 最初のところは、特別徴収の見込みがなかなかとれなかったのかなというふうに思ったんですけど、そうでもなさそうですね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。国保税の場合には、医療費に係るいわゆる本税の部分と、今言った後期高齢者への支援分、それから、いわゆる2号被保険者という介護保険料、この三つを合わせて保険税として課税をしておりますので、特別徴収の場合には、基本的には全て合わせた形で徴収をいたしておりますので、その部分だけが徴収率が下がったりとか、そういうことは基本的にはございません。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 わかりました。あと、後者のほうで、総報酬割の比率を伺ったんですけども、今後、この総報酬割に何か切りかわっていくというような話も聞いたんですけども、その辺の情報はどうでしょうか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えをいたします。委員がおっしゃられるとおり、将来的には後期高齢のほうを全て総報酬割に変えていくということを言われておりますけど、具体的な開始時期とか、その辺についてはまだ

未定といいますか、先ほども申したように、広域化のほうが厚労省の思惑と大分ずれていたというところで、そこら辺の資金確保も含めた中で、今後、決まっていくのかなと考えております。以上です。

○竹内委員長 楠委員。

○楠副委員長 まだ流動的ということで理解しました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにどうですか。いいですか。ほかにございませんですか。ないですね。

じゃあ、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 広域連合納付金、前年度より3,500万ほどふえているんですけど、これの理由についてお尋ねします。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。大きく2点あるかなと思います。まず1点目は、27年度から28年度にかけて、保険料率の改定、改正がございました。これによって、7.57%から7.85%に保険料率が上がっていること、それから、そもそもその75歳以上の被保険者の数がふえている、27年度から28年度ですと、平均の被保険者数で236人ほどふえております。この2点に伴う保険料収入が伸びたこと、それから、保険料の軽減対象の対象枠が拡大されたということで、一般会計からの繰入金、要するに、軽減がふえたことによって、本来、徴収できるはずの保険料が減るわけになりますので、その減った分というものを保険基盤安定負担金というんですけれども、その基盤安定の負担金によって、繰入金によって補填するわけなんですけれども、その負担金がふえたという、この2点によって、広域連合へ納める納付金額がふえたということになります。

内訳でいいますと、保険料として3,211万円、それから、軽減の補填として291万円ということで、3,502万円が増額となっております。以上でございます。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。今後、まだまだこれ、恐らくふえてくるというふうな理解でよろしいですか。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。やはり医療の高度化によって、医療費というのが年々上がってまいります。28年度、薬剤費が下がったというのは、一時的に医療費が落ちただけで、それでまた、落ちたところから右肩上がりにふえていくと予想されます。当然、後期高齢の対象被保険者の数というのもの、2025年問題ですね、あそこを目指してふえ続けていくと予想されますので、この辺というのは伸びていくのかなと予想しております。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 転ばぬ先のつえじゃないですけど、団塊の世代がどんと来るということで、なかなか一つの自治体で考えられる部分じゃないと思うんですけど、そういった準備というか段取りをとっていかなければならないなと思うんですけど、それについてはどうなんですかね。

○竹内委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。今言われましたように、対象者もふえるし、1人当たりの医療費もふえるしということで、必要な金額というのは、もう本当にふえる一方なんですけれども、その対策の一つとして、先ほど申しました総報酬割の導入ですね、これによって、言い方は悪いんですけども、あるところからたくさんいただくというような形で、財源をしっかりと確保していくというところ、それから、あとはもう国からの補助金をふやしていただくような努力をしていくということで、できるだけ本人様たちの負担を減らす、あとはもう根本的に、予防の強化によって、そもそも医者へかかるということを減らしていくという、我々も努力をしていきたいと、そのように感じているところでございます。以上です。

○竹内委員長 馬場委員。

○馬場委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○竹内委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹内委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前11時50分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 竹内 祐子